一　登録番号　補・第5―㈡号
二　登録養成施設設置者の名称　学校法人　九州測量専門学校
三　変更後の法人である場合の代表者の氏名　藤本　祐二
四　変更年月日　平成二十六年七月一日

○防衛省告示第百五十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年八月十一日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年八月二十一日及び同月二十二日の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の㋐から㋕までの六地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋕の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
㋑　北緯三二度四二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒
㋒　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
㋓　北緯三二度六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
㋔　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度三七分五一秒
㋕　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年八月十一日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年八月二十二日から同月二十四日までの間、毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
㋑　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
㋒　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
㋓　北緯二六度一九分三〇秒　東経一二九度一〇分〇〇秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年八月十一日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年八月二十二日から同月二十四日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の㋐から㋖までの七地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋖の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
㋑　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
㋒　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
㋓　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
㋔　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
㋕　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
㋖　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年八月十一日　防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年八月二十二日から同月二十四日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の㋐から㋕までの六地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋕の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
㋑　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

○東北地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月十一日　東北地方整備局長　縄田　正

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四号
㈢　道路の区域

区間　変更前　岩手県二戸郡一戸町岩舘字馬場平五四番一から同町岩舘字馬場平一〇番八まで
後別　変更後　三七・七一～五一・三五メートル　三二・二五～四三・二三キロメートル　〇・二〇三　〇・二〇三

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録内容の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年八月十一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

一　登録番号　中国地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人島根県建築住宅センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	安食　章
変更後	糸川　守人

(2)　変更年月日　平成二十六年六月二十四日